

新旧対照表

(マチカマネーのチャージに関する付帯条項の改正)

2026年5月25日

改定後	改定前
<p>第3条（委託業務）</p> <p>2 当社は加盟店運営者に対し、本業務の遂行に必要となる専用端末（当社が提供する決済用アプリケーションソフトウェアの提供を含む。以下、本付帯条項において同じ。）及び鍵等の賃貸並びに運用サーバへの権限を付与し、加盟店運営者は、これらを適切に管理しなければならない。</p> <p>3 当社が加盟店運営者に貸与又は提供する専用端末の取扱いは、別途定める遵守事項によるものとする。なお、鍵の取扱いについても別途定める遵守事項の例による。</p>	<p>第3条（委託業務）</p> <p>2 当社は加盟店運営者に対し、本業務の遂行に必要となる専用端末及び鍵等の賃貸並びに運用サーバへの権限を付与し、加盟店運営者は、これらを適切に管理しなければならない。</p> <p>3 当社が加盟店運営者に貸与する専用端末の取扱いは、別途定める遵守事項によるものとする。なお、鍵の取扱いについても別途定める遵守事項の例による。</p>